

パートナーシップ宣誓制度の転入・転出時の手続を簡略化 都市間連携を拡大、全国の自治体との連携が始まりました

転入・転出時の手続きの負担を軽減するため、全国の自治体で構成される連携ネットワークに加入しました。

1 加入ネットワーク名

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク

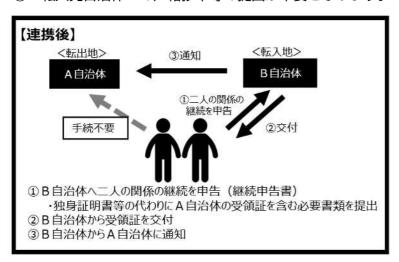
2 連携の開始日

令和6年11月1日(金)

3 内容

連携ネットワークを構成する自治体間で転居する場合、手続きが簡素化されます。

- ① 転出元自治体への受領証等の返還手続が不要になります。
- ② 転入先自治体への戸籍抄本等の提出が不要となります。



4 対象となる方

- ① 構成自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた方で、相模原市に転入後も 継続して宣誓書受領証の交付を希望する方。
- ② 相模原市において、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた方で、構成自治体に転出後も 継続して宣誓書受領証の交付を希望する方。
 - ※ 構成自治体により宣誓要件に違いがあるため、相模原市に転入する場合は、本市の宣誓要件を 満たす方のみ連携の対象となります。構成自治体に転出する場合は、転出先自治体に宣誓要件を お問い合わせください。